

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月30日
【会社名】	ピクセルカンパニーズ株式会社
【英訳名】	PIXELCOMPANYZ INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 弘明
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目7番6号
【電話番号】	03(6731)3410
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山元 俊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目7番6号
【電話番号】	03(6731)3410
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山元 俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 357,000,000円 第11回新株予約権証券 30,858,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,393,858,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,100,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2020年7月30日(木)に開催された取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,100,000株	357,000,000	178,500,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,100,000株	357,000,000	178,500,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は178,500,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
170	85	100株	2020年8月19日	-	2020年8月19日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込み方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結したうえ、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。

4. 申込期日に割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合、株式に係る割当を受ける権利は全て消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ピクセルカンパニーズ株式会社 管理本部	東京都港区六本木六丁目7番6号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町二丁目5番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	139,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	30,858,000円
発行価格	新株予約権1個につき222円（新株予約権の目的である株式1株当たり2.22円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年8月19日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都港区六本木六丁目7番6号 ピクセルカンパニーズ株式会社 管理本部
割当日	2020年8月19日（水）
払込期日	2020年8月19日（水）
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 神田支店

（注）1．2020年7月30日（木）に開催された取締役会決議によります。

2．申込み及び払込み方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結のうえ、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は13,900,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金170円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由に該当する場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,393,858,000円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p>

	<p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2020年8月19日（本新株予約権の払込完了以降）から2022年8月18日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ピクセルカンパニーズ株式会社 管理本部 東京都港区六本木六丁目7番6号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 神田支店 東京都千代田区神田小川町二丁目5番1号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める取得日の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金222円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日の日）から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は当該取得請求権を喪失するものとする。</p> <p>(2) 当社は、新株予約権者が別欄「新株予約権の行使指示」欄に基づく指図に従った本新株予約権の行使を行わない場合、当社取締役会が別途定める取得日の10取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金222円で、当該指図に従った行使を行わなかった本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>(3) 当社が本項に基づく取得請求権の一部を行使又は喪失した後、再び本項に基づく取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は、新たに取得請求権を取得するものとし、当該取得請求権については本項の規定が同様に適用される。 本項に基づく取得請求権により、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選、その他合理的方法により行うものとする。</p>
新株予約権の行使指示	当社は、新株予約権者に対して、いつでも本新株予約権の行使を指図することができ、この場合、新株予約権者は、当該指図から10取引日以内に、当該指図に係る本新株予約権を行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数</p>

	<p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類</p> <p>再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数</p> <p>組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p>
	<p>新株予約権を行使することのできる期間</p> <p>別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,750,858,000	18,975,000	2,731,883,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額には、登記費用約13,000,000円、有価証券届出書作成費用約1,000,000円、割当予定先調査費用約1,000,000円、新株予約権の算定費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元）2,475,000円及び、弁護士費用約1,500,000円が含まれております。
3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2)【手取金の使途】

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
グループ運転資金	200百万円	2020年8月～2021年1月
エンターテインメント事業		
IRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金	110百万円	2020年8月～2021年6月
ディベロップメント事業		
太陽光発電所に係る仕入資金の一部	47百万円	2020年8月～2022年8月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
エンターテインメント事業		
IRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金	890百万円	2020年8月～2022年7月
ディベロップメント事業		
太陽光発電所に係る仕入資金の一部	984百万円	2020年8月～2022年8月
ディベロップメント事業		
リゾート用地に係る仕入資金の一部	500百万円	2020年8月～2020年12月

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

資金使途の内容は以下のとおりです。

当社は、本新株式の発行及び新株予約権により調達した資金を グループ運転資金、エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び自治体の選定やパートナー等の選定等組成準備資金、ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部に、新株予約権により調達した資金を リゾート用地に係る仕入資金の一部に充当することを計画しております。なお、新株予約権により調達する資金については、行使指示条項が設けられておりますが、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達額が減少いたします。その場合、上記のとおりその他の資金調達手段の検討または資金の使途又は金額を変更する予定です。

《本新株式の発行により調達する資金》

グループ運転資金

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、エンターテインメント事業におけるゲーミングマシンの販売において、渡航制限やカジノ施設の休業等から営業活動が停止しており、営業活動の再開、カジノ施設の再稼働には一定程度かかるものと想定しております。また、システムイノベーション事業においても、受注先における出社制限やテレワーク導入等からインハウス型の受託案件に影響が出ており、回復には一定程度かかるものと想定しております。このような状況のもと、事業収益によるすべての運転資金の捻出が難しいことから、今回実施する資金調達において調達した資金のうち200百万円をグループ運転資金の一部に充当することを計画（支出予定時期：2020年8月から2021年1月）しております。なお、2021年2月以降の運転資金については、当社グループ事業から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。

《本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金》

IRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金

当社グループは、これまで、当社子会社であるピクセルゲームズ株式会社（本社：東京都港区六本木六丁目7番6号、代表者：代表取締役 吉田 弘明、以下、「PXG」といいます。）にて、カジノ向けゲーミングマシンの開発・製造・販売、ゲーミングアプリケーションの企画・開発・販売を行ってまいりました。

当社グループは、各事業活動を通して「IR」が共通のキーワードとなり、今後の事業成長においても「IR」をキーワードとする事業に取り組む（エンターテインメント事業はもちろんのこと、システムイノベーション事業においては、金融機関向けシステム開発・受託のノウハウを有しており、カジノシステム、セキュリティシステム開発・受託に取り組んでまいります。また、ディベロップメント事業においても、IR施設の周辺では、リゾート開発、都市再開発が進むことや、ラスベガスのIR施設においては、再生可能エネルギーで半数以上の使用電力が賄われている等、「IR」を中心とした事業に取り組んで参ります。）ことが当社グループの企業価値向上、収益性の安定化につながるものと想定されることから、「IR」をキーワードとした事業に積極的に取り組んでいくことといたしました。このような当社グループの事業背景から、日本国内において法整備が進む日本版IRへの参入を検討してまいりました。

このような状況のもと、当社グループは、日本のIRコンソーシアム組成の初期段階から関係していくことが今後の国内IR事業及びコンソーシアム内における当社グループの地位の確立等につながるものと考え、日本のIRに進出を検討する企業とともにコンソーシアムの組成に係る調査、企画等に取り組んでまいりました。

現在、IRコンソーシアムへの投資方法として、地方都市を中心としたエリアにて 海外パートナー企業等との共同組成、当社が中心となり新たにIRコンソーシアムを組成のいずれかの方法にて行うことを計画しております。

IRコンソーシアムの組成に際しては、まず各地方自治体において独自の形式にて実施方針を策定し、事業者選定、国への認定申請が実施されます。具体的には、情報提供依頼（RFI）や事業構想公募（RFC）、事業提案公募（RFP）というプロセスを経て、実施方針の策定やIR事業者の選定を行うこととなります。地方自治体にパートナー選定されるまでのこれらの工程では主に、情報提供や提案をする事業者がその費用を負担するため、その費用をIRコンソーシアムに投資した資金で充当することを計画しております。

具体的な費用としては、事業者選定工程において下記の費用に充当することを計画しております。

1. 調査・分析資料作成費 70百万円～140百万円
一般的には外資系大手監査法人などが提供するコンサルティングサービスを採用しております。カジノを含むIRの特異性から、国内には先行事例がなく、海外での実績を持つコンサルティングファームの採用を計画しております。
2. 建築設計費 210百万円～350百万円
建築設計会社への依頼となりますが、IR設計の専門知識を備えた企業は数少ないことから、IR設計実績を持つ海外建築設計会社への依頼を検討しておりますが、国内の建築設計会社も含めた連合体での建築設計を検討しております。
3. 建築設備設計費 70百万円～140百万円
海外IR開発においてはMEP（Mechanical, electrical, plumbing）と呼ばれており、建築に関わる機械・電気・配管を中心とした設計となり、国内企業に対し依頼することを検討しております。
4. その他諸経費及び投資資金 370百万円
人件費・活動費・諸経費等として210百万円、投資資金として160百万円となります。

上記1～4の金額は、当社が海外のIR事業者ヒアリングした海外IR施設のIRコンソーシアム組成準備費用実績を基準として概算金額を予算として示しているにすぎず、実際には、IRコンソーシアム組成時には個別案件毎に別途費用の見積りを行うため、調達資金に過不足が発生する可能性があります。また、割当予定先であるTTL社はIRコンソーシアムの組成等におけるノウハウを有していることから、長期間及び不確定要素の多い当該資金使途に調達した資金を充当することに理解いただいております、引受けるものとなります。

資金の充当順位については、本新株式の発行により調達した資金のうち110百万円を調査・分析資料作成費の一部、建築設計費の一部、その他諸経費の一部に充当し、本新株予約権の発行により調達した資金を順次充当していくことを計画しております。

当社のIRコンソーシアムへの出資や資金の支出については、取り組みの形態により会計処理が異なる可能性があり、適宜会計監査人等と協議のうえ会計処理を行うことを予定しております。

当社グループにおいては、ゲーミングマシンの開発製造等やコンソーシアム組成に係る調査、企画等に取り組んでおりますが、当社が海外IR事業者と国内企業とのハブとしての役割を担うことから今回のIRコンソーシアム組成等に関しては当社が組成準備からRFPまでの初期資金を負担することにより、コンソーシアムにおける地位の確立を計画しております。

なお、IRコンソーシアムへの投資等の回収時期については、順調に進んだと仮定して2022年にIR認定区域整備計画の認定がなされ、その後建設が開始され、建物建設後にカジノ委員会からライセンスが付与されることから早くても2027年以降の収益化となるものと想定しております。

<当社グループの役割>

当社グループはIRコンソーシアムにおいて下記の役割を担うことを予定しております。

1. 調査・分析資料の作成及び作成支援
2. 建築設計会社の選定
3. 建築設備設計会社の選定
4. IR事業者の選定・誘致
5. IRコンソーシアム参加事業者の選定・誘致及び取り纏め
6. その他IRコンソーシアム組成に係る諸業務

また、海外IR事業者と国内企業とのハブとしての役割を担うことを予定しております。

なお、上記当社グループの役割については、割当予定先である株式会社T T Lリゾートとの資本業務提携に基づき下記提携内容のとおり連携を図り実施していくことを計画しております。なお、資本業務提携契約締結後、速やかに具体的な取り組みについて検討を開始する予定です。

< T T Lリゾートとの提携内容 >

- ・ I R コンソーシアムの共同組成
- ・ I R 事業者の誘致
- ・ I R に関連する事業者等の誘致
- ・ その他上記に関連付随する業務

<コンソーシアムの組成と役割>

コンソーシアムは通常複数の事業者によって組成される集合体であり、海外のカジノ運営事業者や国内及び地元企業などの構成員から成るものとなります。IR開発の実現性が高まると共に、段階的に参加企業の数や投資規模が増えていくこととなります。例えばコンソーシアムに参加する各自治体の公募プロセスが進めば、その自治体及びコンソーシアムが最終的にIR認定を受ける可能性が高まるため、より多くの投資が集まりやすくなります。IR開発の実現性が高まったコンソーシアムへの参画は開発の実現性と比例して開発に係る金額が大きくなることから必要投資額は大きくなる傾向があります。

<当社が進めるコンソーシアムの形>



< コンソーシアム組成の理由 >

- ・日本政府は観光振興及び地域経済の振興をIR推進の主な狙いとしているため、日本全国または各地域の経済に精通した日本企業・地元企業との連携が重要となります。
- ・カジノ事業の運営実績を求められるため、その経験のない日本企業が運営実績の豊富な海外IR事業者と組むことで、世界最高水準の日本型IRの開発がより実現可能となります。
- ・統合型リゾートを構成するゲーミング施設以外の要素施設（MICE、宿泊施設、観光魅力増進施設、送客機能施設など）の開発・運営ノウハウも求められるため、各領域を複数企業で担うべき大規模な事業となります。
- ・投資規模の観点からも、複数企業が協業することで、より大規模な投資と事業リスクの分散が可能となります。

MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨、研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体・学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市・イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

IR事業者及び日本企業のコンソーシアムの組み方は様々ですが、コンソーシアムを形成していることが応募の前提となるため、いずれの事業者も「地方自治体による事業者選定」までに組成が必須となります。

上記費用の支出時期については、2021年1月から7月までに各地方自治体は区域整備計画の認定を申請する必要があることから、割当日以降2022年7月頃までに随時各項目へ充当していくことを計画しております。

なお、IR事業の今後についての懸念として、このようなスケジュールの延期が各候補都市の動きにも影響するため、現状の既にIR誘致を公式表明済みの4都市がリードする競争の構図が変わる可能性もあります。弊社は、引き続き各都市の動きを注視すると共に、自社の可能性を最大限に活かせる形で事業活動を続けて参ります。

一方で、特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）では、日本におけるIR認定区域整備計画の上限数を3と定められており、当社グループが組成に関わるコンソーシアムの整備計画を申請する区域が、国に認定される全国3ヶ所の中に選ばれない可能性があります。但し、当社グループは日本のIRに進出し、「IR」をキーワードとする事業に取り組むことがグループ全体の企業価値向上、収益性の安定化につながるものと想定しており、既存コンソーシアムへの一部参加も視野に取り組み、本新株式の発行及び新株予約権により調達した資金の一部を充当する可能性があります。また、当社グループが取り組むIRコンソーシアムの開発の実現性に比例して追加出資する可能性があり、その場合には他のコンソーシアムへの支出を抑制し、資金を充当または、別途資金調達により追加出資分の資金の調達いたします。しかしながら、IR認定区域整備計画に指定されず、既存コンソーシアムへの一部参加がかなわなかった場合には、IRコンソーシアムの組成等に使用した資金が全額損失となります。割当予定先であるTTL社は既存コンソーシアムへの一部参加に伴う資金用途の変更やIRコンソーシアムへの参加が出来なかった場合の損失リスクも踏まえ本件引受け及び資本業務提携を行うものとなります。

なお、上記資金用途の変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

IR認定区域整備計画とは、国土交通大臣が、国が定める基本方針への適合性やIR事業の一体性など、法に定める基準に適合すると認めて認定した区域となります。

上記スケジュールについては、現時点で国及び地方自治体等が公表している情報に基づき策定しておりますが、新型コロナウイルス等の影響により変更となる可能性がございます。

なお、大阪など地方自治体によっては、新型コロナウイルスの影響による手続きの延期を決定しているところもありますが、現時点で国の方針の変更は発表されておりません。このような状況を踏まえ、延期を決定していない自治体での手続きは変わらず準備が進められているため、当社グループも遅延を前提とせず、コンソーシアムの組成準備等を進める必要があることから現時点での資金調達を実施するものとなります。

太陽光発電所に係る仕入資金の一部

当社グループは、ピクセルエステート株式会社（以下「PXE社」といいます。）において太陽光発電施設等の開発・施工・買取・販売等を行っております。

今回実施する資金調達において調達した資金のうち1,031百万円（本新株式：47百万円、本新株予約権：984百万円）は、当社からPXE社に貸付を行い、PXE社においては販売用の太陽光発電施設に係る開発・施工・買取等の仕入資金に充当することを計画（支出予定時期：2020年8月から2022年8月）しております。

太陽光発電所などの再生可能エネルギーを利用した発電施設については、固定買取価格の見直しによる買取価格は下がってきておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大等パンデミック発生時においても安定した収益の獲得が見込まれることから、今後も継続した需要が見込まれるものと想定しております。当社グループとしては、資金の回転効率の高い販売用の太陽光発電施設の仕入資金の一部に充当することを予定しております。

《本新株予約権の発行により調達する資金》

リゾート用地に係る仕入資金の一部

当社グループは、前述の通り「IR」を共通キーワードとし、各事業活動に取り組んでおります。当社子会社のPXE社におけるディベロップメント事業においても現在IRと親和性の高いリゾート開発として、沖縄県宮古島市にて共同事業によるリゾートホテル開発用地の仕入れを進めており、未使用農用地の農用地区域の除外にかかる要望書を宮古島市に提出し、受理されております。

今回実施する資金調達において調達した資金のうち500百万円は、当社からPXE社に貸付を行い、PXE社において現在進める宮古島リゾートホテル開発における用地仕入資金、追加用地仕入資金等の仕入資金、開発諸経費に充当することを計画(支出予定時期:2020年8月から2020年12月)しております。

なお、宮古島市による未使用農用地の農用地区域の除外がなされなかった場合には、本件用地の仕入資金等は返金されます。仕入資金等が返金された場合には、他の資金使途に充当する予定であり、資金使途の変更があった場合には、速やかに開示・公表させていただきます。

<新株式及び第9回新株予約権で調達した資金(962百万円)の充当状況(取締役会決議日:2019年2月14日)>

当社は、2020年4月27日開催した取締役会において、下記のとおり資金使途について変更することを決議いたしました。なお、2020年4月27日付で「資金使途の変更に関するお知らせ」を公表しており、本日付で「(訂正)「資金使途の変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」を公表いたします。

IR事業(現エンターテインメント事業、以下「エンターテインメント事業」といいます。)につきましては、当初は、新設予定の子会社に貸付を行い、同社にてLT Game Japan株式会社(現ピクセルゲームズ株式会社、以下「PXG社」という。)が開発・製造したゲーミングマシン350台を購入する計画で資金調達を行いました。そのため、子会社設立並びに設立時期について度重なる検討をしましてまいりましたが、当社子会社であるLTJ社をピクセルゲームズ株式会社に2019年8月に商号変更したことで、グループ内及び事業展開の見直しを図り、子会社設立を中止しピクセルゲームズ株式会社へ集約することといたしました。その結果、ピクセルゲームズ株式会社へ貸付を行い、ピクセルゲームズ株式会社では仕入・製造等の運転資金に充当されています。

e-sports事業につきましては、e-sports事業への取組や協業先等の選定を行ってまいりましたが、当社の基準に適合せず、実行までに至らなかったことから投融資を見送り、現在、e-sportsに関連するコンサルティングを行っております。なお、2020年2月13日付の「2019年12月期決算短信」よりIR事業及びe-sports事業は事業体を一括し、セグメント名称をエンターテインメント事業へ名称変更いたしました。

再生可能エネルギー事業につきましては、当事業の名称を2020年2月13日付の「2019年12月期決算短信」よりディベロップメント事業へ変更し、太陽光発電所及びリゾート用地の仕入販売を行うようになったことから、当該事業に係る仕入資金への充当が当社グループの収益につながると考え、エンターテインメント事業におけるゲーミングマシンの保有に充当を予定していた資金の一部及びe-sports関連事業者への投融資に予定していた資金を太陽光発電所及びリゾート用地に係る仕入資金への充当に変更いたしました。

また、当初新株予約権の行使により調達した資金をディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部に充当する予定でありましたが、ディベロップメント事業における資金需要の優先度から新株式の発行により調達した資金の一部(77百万円)を充当しております。なお、新株式の発行により調達した資金を充当予定であったエンターテインメント事業におけるゲーミングマシンの保有(仕入・製造等の運転資金)については、ディベロップメント事業における資金需要を優先させたことから新株予約権の行使により調達した資金の一部(49百万円)を充当しております。

当事業との関係構築及び強化を目的に2019年5月に協業先である合同会社IGK(所在地:東京都中央区銀座六丁目6番1号銀座風月堂ビル5階、代表者:代表社員 片田朋希)に95百万円・協業予定先である株式会社NICO(所在地:東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目3番3号、代表者:代表取締役 山下和彦)に対し2019年4月に98百万円、2019年6月に95百万円を一時的な資金として貸付しており、貸付資金の一部に新株予約権の行使により調達した資金(116百万円)を流用しましたが、貸し付けた資金については全額返済されております。協業先とは、M&A案件にて当社が買主側、協業先が売主側に立ちプロジェクトを進めておりました。協業予定先については、前述したM&A案件において、買主側から対象会社が保有する不動産(ホテルプロジェクト)の処分を求められており、協業予定先は当該物件の売却に取り組んでおり、協業先からの紹介で、協業予定先から当該物件の売却の申し入れを受けました。当社グループでは太陽光発電施設(投資物件)の販売事業を行っており、当社グループの顧客に対して投資物件として当該物件の紹介が可能であったことや宅地建物取引業者であったことから、案件が成約することにより事業拡大につながるものと想定しておりました。そのような状況のなか、協業先及び協業予定先から一時的な運転資金等として借入の申し出があり、貸付期間が短期であったことや、今後の関係強化を目的に貸付を実施いたしました。

一方で、当社グループはホールディングス体制を敷いており、当社から各事業会社に対し貸付する方法にて資金供給をしております。当社は、各事業会社からの指導料等や貸付金の返済をもって運転資金や子会社の必要資金を賄っておりますが、そのような中で各事業会社への貸付けが先行したこと等の資金繰り事情により、調達した資金の一部が当社運転資金(43百万円)やシステムイノベーション事業におけるシステム開発等における人件費及び外

注費等(50百万円)の支払に流用しました。その後自己資金にて当初資金使途であるエンターテインメント事業における仕入・製造等の運転資金及びディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金等には充当されているものの、調達資金の充当時点では、当社運転資金及びシステムイノベーション事業におけるシステム開発等における人件費及び外注費等の支払に流用していたことから変更に至っております。

資金使途の変更前及び変更後は以下のとおりとなります。

(変更前)

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
IR事業		
当社子会社の設立費用	20百万円	2019年3月～2019年4月
当社子会社への貸付 (当該子会社における使途：ゲーミングマシンの保有)	170百万円	2019年3月～2019年6月

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
IR事業		
当社子会社への貸付 (当該子会社における使途：ゲーミングマシンの保有)	310百万円	2019年3月～2020年3月
再生可能エネルギー事業		
当社子会社への貸付 (当該子会社における使途：太陽光発電所に係る仕入資金の一部)	203百万円	2019年3月～2020年12月
e-sports事業		
e-sports関連事業者への投融資	250百万円	2019年3月～2020年3月

(変更後)

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期	充当済金額
エンターテインメント事業			
当社子会社への貸付 (当該子会社における使途：仕入・製造等の運転資金)	101百万円	2019年3月～2020年3月	101百万円
ディベロップメント事業			
太陽光発電所にかかる仕入資金の一部	77百万円	2019年3月～2019年4月	77百万円
当社運転資金	11百万円	2019年3月	11百万円

< 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途 >

具体的な用途	金額	支出予定時期	充当済金額
エンターテインメント事業			
当社子会社への貸付 (当該子会社における用途：仕入・製造等の運転資金)	49百万円	2019年3月～ 2020年3月	49百万円
ディベロップメント事業			
当社子会社への貸付 (当該子会社における用途：太陽光発電所及びリゾート用地に係る仕入資金の一部)	502百万円	2019年3月～ 2020年12月	502百万円
システムイノベーション事業			
システム開発等における人件費及び外注費等	50百万円	2019年4月～ 2019年6月	105百万円
協業予定先に対する貸付	105百万円	2019年4月～ 2019年6月	105百万円
協業先に対する貸付	11百万円	2019年5月	11百万円
当社運転資金	43百万円	2019年4月～ 2019年6月	43百万円

上記の結果、充当状況は下記のとおりとなります。

「エンターテインメント事業」においては、ゲーミングマシンの保有（仕入・製造等の運転資金）に150百万円を充当しております。

「ディベロップメント事業」においては、太陽光発電所及びリゾート用地にかかる仕入資金の一部として580百万円を充当しております。

「システムイノベーション事業」においては、システム開発等における人件費及び外注費等として50百万円を充当しております。

「協業予定先に対する貸付」として、105百万円を充当しております。

「協業先に対する貸付」として、11百万円を充当しております。

「運転資金」として、55百万円を充当しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社TTLリゾート
	本店の所在地	東京都港区六本木六丁目1番20号7F
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 津村 靖権
	資本金	1万円
	事業の内容	・ 統合型リゾートの開発に関する調査、企画、設計及びコンサルティング ・ 前号に附帯関連する一切の事業
	主たる出資者及びその出資比率	津村 靖権 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、太陽光発電施設やリゾート用地の開発・販売等を行う「ディベロップメント事業」、金融機関向けシステム開発・IT業務の技術支援サービス及びブロックチェーン技術等の先端技術を用いたシステムの開発・受託事業を行う「システムイノベーション事業」、カジノゲーミングマシンの開発・製造・販売、ゲーミングアプリケーションの企画・開発・販売及びe-sportsに関連するコンサルティングを行う「エンターテインメント事業」をコア事業とし、それぞれの事業における周辺事業の需要の増加に伴い事業領域の拡大を図り、グループ全体の企業価値向上に向け、各事業における収益性の安定化を進めております。

当社は、2018年12月期までにおいて、事業再編及び成長事業への先行投資を概ね一巡させ、2019年12月期においては、先行投資の回収及び事業の成長ステージへの移行期間と位置付け、各事業セグメントの収益性の安定化及びグループ全体の抜本的なコストの見直しによる費用削減を推進いたしました。また、各事業セグメントの抜本的なコストの見直しに取り組むとともに期ずれが課題であった「ディベロップメント事業」において、工程管理の徹底を図りました。

上記の取組の結果、2019年12月期においては、各事業セグメントで利益を計上し、連結売上高2,516百万円（前期比7.0%増）、連結営業利益46百万円（前年同期は営業損失1,096百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益49百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,544百万円）となりました。

当社は、当社グループの事業活動を通じて「IR」が各事業セグメントの共通キーワードとなり、今後の事業成長においても「IR」をキーワードとする事業に取り組む（エンターテインメント事業はもちろんのこと、システムイノベーション事業においては、金融機関向けシステム開発・受託のノウハウを有しており、カジノシステム、セキュリティシステム開発・受託に取り組んでまいります。また、ディベロップメント事業においても、IR施設の周辺では、リゾート開発、都市再開発が進むことや、ラスベガスのIR施設においては、再生可能エネルギーで半数以上の使用電力が賄われている等、「IR」を中心とした事業に取り組んで参ります。）ことが当社グループの企業価値向上、収益性の安定化につながるものと想定されることから、「IR」をキーワードとする事業に積極的に取り組んでいくことといたしました。このような当社グループの事業背景から、日本国内において法整備が進む日本版IRへの参入を検討してまいりました。

IRとは、カジノのほかホテルや劇場、国際会議場や展示場などのMICE施設、ショッピングモールなどが集まった複合的な施設のことであり、Integrated Resortの頭文字の略で、統合型リゾートとも呼ばれており、我が国におけるIRの導入については、「単なるカジノ解禁ではなく、また、IR事業を認めるだけのものではなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するもの」とされており、コンソーシアム参加事業者に対して、民間事業者ならではの創意工夫を活かした世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立、滞在型観光モデルの確立、世界に向けた日本の魅力発信等により、「観光先進国」としての日本を実現していくことが求められております。海外においては1事業者がIR施設の運営を行っているケースがありますが、日本版IRにおいては、我が国の基本方針から海外のカジノ運営事業者や日本・地元企業などの構成員から成るコンソーシアム（以下「IRコンソーシアム」といいます。）の組成が必要となります。

IRコンソーシアムの組成に際しては、まず各地方自治体において独自の形式にて実施方針を策定し、IR事業者（IRコンソーシアム）の選定、国への認定申請が実施されます。具体的には、各地方自治体が情報提供依頼（RFI）や事業構想公募（RFC）、事業提案公募（RFP）というプロセスを経て、実施方針の策定やIR事業者（IRコンソーシアム）の選定を行うこととなります。

このような状況のもと、当社グループは、前述5〔新規発行による手取金の使途〕(2)〔手取金の使途〕のとおり日本のIRコンソーシアム組成の初期段階から関係していくことが今後の国内IR事業及びコンソーシアム内における当社グループの地位の確立等につながるものと考え、日本のIRに進出を検討する企業とともにコンソーシアムの組成に係る調査、企画等に取り組んでまいりました。

当社グループとして日本のIRコンソーシアムに投資又は関与していくことにより、既に海外のIR施設等の運営実績がある企業や、海外IR施設等との強いリレーションを有している企業とのより強いリレーションを築くことができるものと想定しており、海外IR関連企業との強いリレーションを構築することにより、海外のIR施設等に対し当社グループの有する日本文化を発信するゲーミングマシン及びコンテンツを発信することにもつながるものと想定しております。また、当社グループが有するカジノプラットフォームを利用した他社IP（知的財産）戦略（既存のIP所有者が当社のカジノプラットフォームを活用し、ゲーミングマシンの開発を行います。）においても、海外のIR施設等のニーズにマッチしたゲーミングマシン開発につながるものと想定しております。

そのなかで、今後当社グループとしても、コンソーシアムの一員となり、コンソーシアムに対して投資を行っていくことが、当社グループの事業基盤を強固なものとし、収益性の安定化、収益性の拡大、企業価値の向上につながるものであると想定しております。

当社グループは現在国内で海外企業と国内企業のハブとしてコンソーシアムの組成に関わっており、海外IR企業とともに調査、企画等のコンソーシアム組成に向けた準備を進めており、IRに関連したリゾート開発に向けた用地仕入を行っております。また、再生可能エネルギー発電施設等については、新型コロナウイルスの感染拡大等パンデミック発生時においても安定した収益が見込めることから、需要が見直されており、継続して仕入れを強化しております。

一方で、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、ゲーミングマシンの販売においては、渡航制限やカジノ施設の休業等から営業活動が停止しており、営業活動の再開、カジノ施設の再稼働には一定程度かかるものと想定しております。そのような状況のもと、当第1四半期において連結営業利益11百万円を計上いたしましたが、太陽光発電所に係る仕入資金やリゾート用地に係る仕入資金等に充当したこと等により当第1四半期末時点での現金及び預金残高が54百万円になっており手元資金のみではIRコンソーシアムへの投資資金等、リゾート用地に係る仕入資金、太陽光発電所に係る仕入資金が賸えないことから、最適なタイミングで順次資金を投下できるように当社の手元資金を強化することを目的として、前述5〔新規発行による手取金の使途〕(2)〔手取金の使途〕に記載の当社グループにおける事業拡大を行うための運転資金及び投資資金の資金調達を検討するに至りました。

これらの資金は、当社グループの企業価値向上、収益性の安定化ならびに、将来の収益獲得に向けた先行投資であり、当社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機動的な投資を行うことができるようにするためには、早い段階での新たな資金調達が必要であると考えております。当社はこれらの資金の調達方法として、エクイティ・ファイナンス、ローン（社債、リース、ノンリコース等）を想定しておりますが、ローンについては、一定の時間がかかることから、エクイティ・ファイナンスでの資金調達を検討して参りました。そのような状況の中、コンソーシアムの組成に係る調査、企画等がかかわりのあった香港株式市場に上場する投資グループの日本法人の代表を務めた経験がある津村靖権氏（津村氏が統合型リゾートの開発に関する調査、企画、設計及びコンサルティングを目的として設立した株式会社TTLリゾート（以下、「TTL社」といいます。））との間で直接金融による資金調達を検討し、当社グループに必要な資金を調達するために、資金調達の確実性を考慮した新株式の発行による資金調度を交渉してまいりました。津村氏においては上記日本法人代表を務めていた際に、日本国内でのIRコンソーシアムの組成に携わる等、IRコンソーシアムの組成等に関するノウハウ等を有しており、IR事業者、IR分野に精通する設計事務所、IRに関連する海外事業者とのリレーションを多数有しており、TTL社の取締役であるEddie Woo（胡耀東、Yao Tung Woo）氏においても投資銀行での経験を活かし、アジア地域で大手のゲーミング会社でIPO責任者としてゲーミング会社の上場、カジノ施設の買収や多数のカジノプロジェクトに携わった経験を有しております。また、TTL社のパートナーとしてLas Vegas Sandsにて社長兼最高執行責任者を務め、シンガポールのマリーナベイサンズの開発事業を終始一貫して率いたWilliam Weidner氏も連ねております。

津村氏とは、当社代表取締役の吉田が2019年6月に国内IRイベントにて面識を持ち、その後も、津村氏との間で、日本のIRについて企画・相談等、共同してIR事業をすすめる過程で、津村氏がTTL社を立ち上げることとなり、TTL社が資本業務提携で出資を含めてバックアップし、そのメンバー（役員、パートナー）の協力のもと事業を進めていくこととなりました。また、津村氏からは、津村氏がTTL社設立前においてIR事業に関する業務委託契約に基づき業務を受託しており、関係性を強化してまいりました。TTL社との提携により、今後当社グループが進めるIRコンソーシアムへの投資及び組成等並びにIR関連事業において、TTL社のパートナーとのリレーションを活用し当該事業を推進していくことにより、当社グループの企業価値向上、収益性の安定化に繋がるものと想定していることから割当予定先であるTTL社との間で2020年8月19日付で資本業務提携契約の締結を予定しております。割当予定先との業務提携内容からも同社を割当予定先とすることが当社グループの企業価値向上、収益性の安定化につながるものから同社に対し割当を行うものとなります。なお、資本業務提携については、別途本日公表の「資本・業務提携に関するお知らせ」をご参照ください。

割当予定先であるTTL社との交渉において、当社の業績や希薄化の規模を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しいものの、新株式及び新株予約権を併用した方法若しくは全て新株予約権で引き受けたいとの要望があり、

また、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が27億円であることや資金の支出時期が段階的になることを勘案した結果、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できるメリットがあることから、新株式及び新株予約権を割り当てる方法で本資金調達を実施することといたしました

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
株式会社T T Lリゾート	新株 2,100,000株 新株予約権 139,000個 (その目的となる株式 13,900,000株)

e．株券等の保有方針

新株式

本新株式の割当予定先である株式会社T T L社は、本株式の保有目的は純投資を目的とした保有であります。なお、当社は、割当予定先である株式会社T T L社から、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

新株予約権

本新株予約権の割当予定先であるT T L社の保有目的については、約800万株については資本業務提携を目的とした中長期保有であり、約590万株については純投資を目的とした保有であります。

当社と割当予定先は、2020年8月19日付で資本業務提携契約の締結を予定しており、割当予定先のその他の関係会社に該当しない範囲（20%未満）の当社株式を資本業務提携を目的として保有し、20%を超える株式については売却する方針であります。本件ファイナンスで割当てる株式等については、資本業務提携を目的とした中長期保有目的が約800万株となりますが、当社資金ニーズから当初取得した株式を売却し新株予約権の行使を早めてもらうよう当社から割当先予定先に依頼したものであります。なお、権利行使が進み議決権所有割合が10%を超えることとなった時点で当社の主要株主に該当することとなります。また、主要株主に該当した場合には別途「主要株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたします。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるT T L社の財政状態について確認したところ、T T L社は2019年12月19日に統合型リゾートの開発に関する調査、企画、設計及びコンサルティングを事業の目的に設立された法人であり、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を有していない状況でありました。

そのため、当社は割当予定先であるT T L社に、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに要する資金の調達方法について確認したところ、同社の取締役であり、投資銀行での経験を活かしてアジア地域で大手のゲーミング会社でIPO管理者としてゲーミング会社の上場、カジノ施設の買収や多数のカジノプロジェクトに携わった経験のあるYao Tung Woo（胡耀東）氏が代表を務めるMINERVA RESOURCES INTERNATIONAL S.A.（本社：Visira Corporate Services Centre, Suite 23, 1st Floor, Eden Plaza, Eden Island, Mahe, Republic of Seychelles.、代表者：Yao Tung Woo（胡耀東））、esports関連企業である深圳威武网科技技术有限公司（本社：深圳市南山区粤海街道蔚蓝海岸社区科苑路3331号 阿里巴巴大厦N2棟3階BT01、代表者：取締役 Heng Tang）、

Las Vegas Sandsにて社長兼最高執行責任者を務め、シンガポールのマリーナベイサンズの開発事業を終始一貫して率いたWilliam Weidner氏が代表を務めるWeidner Holdings LLC（本社：8240 W Charleston Blvd Ste 3, Las Vegas, NV, 89117, USA、代表者：William P Weidner）、株式会社TKコーポレーション（本社：東京都港区元赤坂1-2-7赤坂Kタワー4階、代表者：代表取締役 木内孝胤、以下「TK社」といいます。）からの借入にて資金を調達する意向であることを確認いたしました。なお、TK社については当社代表取締役吉田がT T L社に紹介しております。当社は各貸主と割当予定先との借入契約（Line of Credit Agreement）を確認し、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みまでに、当該借入契約に基づき、各貸主から資金を調達することを確認いたしました。当該借入契約の内容につきましては、Minerva社から100万USドル（約108百万円）（1）、深圳威武网科技技术有限公司から4,000万人民币（約600百万円）（2）、Widner社から400万USドル（約432百万円）（1）を三井住友銀行の短期プライムレートに5%を加算した年率（最低年率5%）で貸付期間は2年、担保は無しとなっており、TK社からの借入内容につきましては、2億5千万円を年率5%で貸付期間は5年、担保は無しとなっております。当社は、割当予定先に貸し付ける各貸主の貸付原資について、MINERVA RESOURCES INTERNATIONAL S.A.及び深圳威武网科技技术有限公司については自己資金であり、Weidner Holdings LLCについては、UBS Bank USAからの借入資金であることを確認いたしました。また、各貸主からは、MINERVA RESOURCES INTERNATIONAL S.A.から2020年1月31日現在の残高証明書を受領し、深圳威武网科技技术有限公司から2020年2月27日現在の残高証明

書を受領し、Weidner Holdings LLCから2020年2月28日現在の借入可能枠を確認し、TK社については、TK社の預金通帳の写し及び同社代表取締役木内孝胤氏の実父木内昭胤氏から同社に対する2019年1月1日付「コミットメントライン設定契約書」(金額:2億円、コミットメント期限:2025年12月31日、コミットメントフィー:年0.1%、担保:無し)の写しを取得しており、併せて、木内昭胤氏の所有不動産の登記簿謄本を入手し、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を貸付できる十分な現預金を有していることを確認しております。なお、当該借入契約には本新株式及び本新株予約権(行使により取得した株式を含む)に対する担保設定等に関する条項はございません。新株予約権の権利行使資金につきましては、上記借入契約のみでは、行使金額に満たないものの、本新株予約権の権利行使は、本新株予約権の権利行使により取得した当社普通株式を売却した資金で行う予定であることを口頭にて確認しており、当社といたしましては、割当予定先が本新株式(210万株)及び本新株予約権のうち約590万株については取得した当社普通株式を売却する予定であり、売却で得た資金で中長期保有分(約800万株)を取得していくことから、割当予定先であるTTL社の払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みについては、問題ないと判断いたしました。

- 1 1ドル108円で換算しております。
- 2 1元15円で換算しております

g. 割当予定先の実態

割当予定先並びに割当予定先の役員、出資者の関係者並びに関係会社及び割当予定先の借入先であるMINERVA RESOURCES INTERNATIONAL S.A.、深圳威武网絡科技有限公司及びWeidner Holdings LLC、株式会社TKコーポレーション(以下、「割当予定先等」と総称します。)が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台3-2-1、代表取締役 荒川 一枝)、リスクプロ株式会社(東京都港区芝大門二丁目2番11号、代表取締役 小坂橋 仁)、及び株式会社クレディセイフ企業情報(東京都港区六本木四丁目8番7号、代表取締役 牧野和彦)に調査を依頼いたしました。その結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ております。なお、割当予定先の所在地がレンタルオフィス(バーチャルオフィス)であったことからバーチャルオフィス利用契約等の提出を受け確認する等、割当予定先は反社会的勢力等との関係がないことが確認できており、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式(本新株予約権の行使により交付される株式を含みます。)について当該事項はありません。

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付される株式を第三者に譲渡することを防げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2020年7月29日）の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値183円を基準とし、割当予定先との協議した結果、直前取引日の終値である183円から7.10%ディスカウントした170円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を7.10%とした経緯としましては、当社と割当予定先との発行価額における交渉の結果、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である183円から7.10%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である221.70円から23.32%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である169.73円から0.16%のプレミアム、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である149.58円から13.65%のプレミアムとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員からも、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、7.10%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模（3.5億円）の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響（詳細は、下記「（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照）、当社の業績及び信用リスク、割当予定先である株式会社TTLリゾートが負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2020年7月29日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート 0.133%）、ボラティリティ（65.48%）、クレジット・コスト（25.56%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2020年8月19日から2022年8月18日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を222円（1株当たり2.22円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金222円（1株当たり2.22円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2020年7月29日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値である183円から7.10%ディスカウントした170円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である221.70円から23.32%のディスカウント、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である169.73円から0.16%のプレミアム、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である149.58円から13.65%のプレミアムとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、本新株式及び本新株予約権に係る有価証券届出書の作成支援を行っておりますが、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,100,000株及び13,900,000株の合計16,000,000株となり、2020年6月30日現在の発行済株式総数25,486,600株(議決権数254,811個)に対して、合計62.78%(議決権比率62.79%)の希薄化が生じます。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数13,900,000株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、341,382株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の2.45%であります。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数13,900,000株を行使期間である2年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は28,367株となり、上記1日あたりの平均出来高の8.30%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達及ばず株価への影響は限定的なものになると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、上記に記載のとおり、今回の資金調達を、上記「5 新規発行による手取金の使途、

(2) 手取金の使途に記載する使途に充当することにより当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの企業価値の向上が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

当社が本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,100,000株及び13,900,000株の合計16,000,000株となり、2020年6月30日現在の発行済株式総数25,486,600株(議決権数254,811個)に対して、合計62.78%(議決権比率62.79%)の希薄化となり、希薄化率が25%以上となることから、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(23 6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社TTLリゾート	東京都港区六本木六丁目1番20号7F	-	- %	2,100,000	7.61%
中谷 正和	東京都港区	1,500,000	5.88%	1,500,000	5.43%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	1,447,032	5.67%	1,447,032	5.24%
株式会社ユニテックス	大阪府大阪市浪速区桜川四丁目1番32号	1,351,900	5.30%	1,351,900	4.90%
木村 光修	東京都荒川区	622,489	2.44%	622,489	2.25%
佐藤 光	東京都新宿区	390,982	1.53%	390,982	1.41%
松田 康広	山形県天童市	390,982	1.53%	390,982	1.41%
株式会社OK INVESTMENTS JAPAN	東京都港区赤坂七丁目3-37 ブラス・カナダ1階	390,982	1.53%	390,982	1.41%
片桐 浩治	神奈川県横浜市神奈川区	390,500	1.53%	390,500	1.41%
伊藤 秀幸	山形県山形市	347,600	1.36%	347,600	1.26%
計		6,832,467	26.80%	8,932,467	32.38%

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨ててしております。
2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2020年6月30日時点の株主名簿及び2020年7月29日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき算定しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式の第三者割当後の総議決権数275,811個に対する割合です。

(2) 本新株予約権が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社TTLリゾート	東京都港区六本木六丁目1番20号7F	-	- %	16,000,000	38.57%
中谷 正和	東京都港区	1,500,000	5.88%	1,500,000	3.61%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	1,447,032	5.67%	1,447,032	3.48%
株式会社ユニテックス	大阪府大阪市浪速区桜川四丁目1番32号	1,351,900	5.30%	1,351,900	3.25%
木村 光修	東京都荒川区	622,489	2.44%	622,489	1.50%
佐藤 光	東京都新宿区	390,982	1.53%	390,982	0.94%
松田 康広	山形県天童市	399,982	1.53%	399,982	0.94%
株式会社OK INVESTMENTS JAPAN	東京都港区赤坂七丁目3-37 ブラス・カナダ1階	390,982	1.53%	390,982	0.94%
片桐 浩治	神奈川県横浜市神奈川区	390,500	1.53%	390,500	0.94%
伊藤 秀幸	山形県山形市	347,600	1.35%	347,600	0.83%
計		6,832,467	26.80%	22,832,467	55.04%

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨ててしております。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2020年6月30日時点の株主名簿及び2020年7月29日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき算定しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件による新株式の割当及び全ての新株予約権の権利行使後の総議決権数414,811個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行う理由)

当社は、前述「1 割当予定先の状況」「c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金は、グループ運転資金、エンターテインメント事業における統合型リゾート（以下「IR」という。）コンソーシアムへの投資及び自治体の選定やパートナー等の選定等、組成準備資金、ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部に、また本新株予約権により調達した資金は、上記、のほか、リゾート用地に係る仕入資金の一部に充当する予定であり、前述「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の日本のIRコンソーシアム組成の初期段階から関係していくことが今後のIR事業における地位の確立等につながるものと考え、日本のIRに進出を検討する企業とともにコンソーシアムの組成に係る調査、企画等に取り組んでまいりました。

日本のIRに進出を検討している企業は、既に海外のIR施設等の運営実績がある企業や、海外IR施設等との強いリレーションを有している企業が多く、当社グループとして日本のIRコンソーシアムに投資又は関与していくことにより、このような海外IR関連企業とのより強いリレーションを築くことができると想定しております。海外IR関連企業との強いリレーションを構築することにより、海外のIR施設等に対し当社グループの有する日本文化を発信するゲーミングマシン及びコンテンツを発信することにもつながるものと想定しております。また、当社グループが有するカジノプラットフォームを利用した他社IP（知的財産）戦略（既存のIP所有者が当社のカジノプラットフォームを活用し、ゲーミングマシンの開発を行います。）においても、海外のIR施設等のニーズにマッチしたゲーミングマシン開発につながるものと想定しております。

また、そのなかで、今後当社グループとしても、コンソーシアムの一員となり、コンソーシアムに対して投資を行っていくことが、当社グループの事業基盤を強固なものとし、収益性の安定化、収益性の拡大、企業価値の向上につながるものであると想定しております。

当社グループは現在国内でコンソーシアムの組成に関わっており、海外IR企業とともに調査、企画等のコンソーシアム組成に向けた準備を進めております。一方で、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、ゲーミングマシンの販売においては、渡航制限やカジノ施設の休業等から営業活動が停止しており、営業活動の再開、カジノ施設の再稼働には一定程度かかるものと想定しております。そのような状況のもと、当第1四半期において連結営業利益11百万円を計上いたしました。太陽光発電所に係る仕入資金やリゾート用地に係る仕入資金等に充当したこと等により、当第1四半期末時点での現金及び預金残高が54百万円になっており手元資金のみではIRコンソーシアムへの投資資金等、リゾート用地に係る仕入資金、太陽光発電所に係る仕入資金が賄えないことから、最適なタイミングで順次資金を投下できるように当社の手元資金を強化することを目的として、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリング等ではなく、株式会社TTLリゾートに対する第三者割当増資の方法によることが、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認識しております。

(既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容)

前述「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、当社が本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,100,000株及び13,900,000株の合計16,000,000株となり、2020年6月30日現在の発行済株式総数25,486,600株(議決権数254,811個)に対して、合計62.78%(議決権比率62.79%)の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、前述「3 発行条件に関する事項」「(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、今回の資金調達、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの企業価値の向上が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、中長期的には、上記の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるものと考えられるため、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

前述「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行とは異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である宍田拓也弁護士(シダ法律事務所)、櫻井紀昌氏(当社社外監査役)、都築孝明氏(当社社外監査役)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2020年7月29日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(本第三者委員会の意見の概要)

(ア)意見

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

(イ)意見に至る理由

資金調達の必要性

(i-1)本第三者割当の目的

本第三者割当により調達した資金は、グループ運転資金、エンターテインメント事業における統合型リゾート(以下「IR」という。)コンソーシアムへの投資及び自治体の選定やパートナー等の選定等、組成準備資金、ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部に、また本新株予約権により調達した資金は、上記のほか、リゾート用地に係る仕入資金の一部に充当することを予定しているとのことである。

(i-2)グループ運転資金について

対象会社は、当第1四半期においては連結営業利益11百万円を計上したものの、仕入れ資金の増加等により当第1四半期末時点での現金及び預金残高が54百万円になっている。

他方、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、ゲーミングマシンの販売においては、渡航制限やカジノ施設の休業等から営業活動が停止しており、営業活動の再開、カジノ施設の再稼働には一定程度かかるもの

と想定される。また、システムイノベーション事業においても、受注先における出社制限やテレワーク導入等からインハウス型の受託案件に影響が出ており、回復には一定程度かかるものと想定される。

したがって、このような状況の下では対象会社の事業収益によって全ての運転資金を捻出することは難しいものと考えられ、対象会社において、運転資金の確保のために資金を確保する高度の必要性が認められる。

(i-3) IRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金について

対象会社グループは、「IR」を各事業セグメントの共通キーワードとして、今後の事業成長においても「IR」をキーワードとする事業に取り組むことを計画している。そして、対象会社グループは、ゲーミングマシンの開発製造等やコンソーシアム組成に係る調査、企画等に取り組んでいるものの、IR事業者（カジノオペレーター企業等）と異なり、IR要件を満たすために必要不可欠な組織ではないことから、日本のIRコンソーシアム組成の初期段階から関係していくことが今後のIR事業における地位の確立等につながるものと考えの下、日本のIRに進出を検討する企業とともにコンソーシアムの組成に係る調査、企画等に取り組んできた。

そのなかで、対象会社グループがIRコンソーシアムの一員として地位を確立することが、対象会社の事業基盤を強固なものとし、収益性の安定化、収益性の拡大、企業価値の向上につながるものと想定される。

また、対象会社グループはIR要件を満たすために必要不可欠な企業ではないことから、対象会社がIRコンソーシアム組成の準備からRFPまでの初期資金を負担することによって対象会社がIRコンソーシアムにおける地位の確立に資するものと考えられる。

他方、対象会社グループの置かれた状況からは、手元資金や事業収益のみでIRコンソーシアムへの投資資金を賄うことは困難である。

したがって、対象会社がIRコンソーシアムの一員として地位を確立し、収益性の安定化、収益性の拡大、企業価値の向上を図るために本第三者割当を行う高度の必要性が認められる。

(i-4) ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金について

対象会社グループは、ピクセルエステート株式会社において太陽光発電施設等の開発・施工・買取・販売等を行っており、本第三者割当により調達した資金のうち一部について、販売用の太陽光発電施設に係る開発・施工・買取等の仕入資金に優先して充当することを計画しているとのことである。

太陽光発電所などの再生可能エネルギーを利用した発電施設について、固定買取価格の見直しによる買取価格は下がってきているものの、新型コロナウイルスの感染拡大等パンデミック発生時においても安定した収益の獲得が見込まれることから、今後も継続した需要が見込まれるものと想定しているという対象会社の説明に照らしても合理性のある内容と考えられる。

(i-5) リゾート用地に係る仕入資金について

前述のとおり、対象会社グループは、「IR」を共通キーワードとして各事業活動に取り組んでいるが、対象会社グループが行うディベロップメント事業においても、IR施設の周辺では、リゾート開発、都市再開発が進むことが想定される。そして、ディベロップメント事業を手がける対象会社子会社のピクセルエステート株式会社においても、現在IRと親和性の高いリゾート開発として、沖縄県宮古島市にてリゾートホテル開発用地の仕入れを進めている。本第三者割当により調達した資金のうち一部についても上記沖縄県宮古島のリゾートホテル開発の仕入資金、開発諸経費に充当する計画とのことであり、合理性のある内容と考えられる。

(i-6) 小括

以上のような点を踏まえ、第三者委員会として慎重に検討した結果、本第三者割当は、対象会社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機動的な投資を行うことができるようにすることが可能であり、対象会社グループの企業価値向上、収益性の安定化並びに、将来の収益獲得に向けた先行投資であり、対象会社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機動的な投資を行うことができるという対象会社の説明に不合理な点は見当たらず、調達予定の金額規模やその使途及び支出時期の予定に関する対象会社の説明に照らしても合理性のある内容と考えられ、本第三者割当による資金調達は、対象会社によって必要であると認められる。

本第三者割当の相当性

(- 1) 他の手法との比較

前述の資金の必要性からすると、銀行借入や普通社債による調達も考えられる。しかし、前述のとおり調達した資金の使途が初期のIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金等であることに鑑みると、これらの方法による調達は困難であるとともに、相当な時間を要すると思料される。

エクイティ・ファイナンス手法での資金調達については、公募増資や株主割当増資の手法も考えられる。しかし、対象会社においては数年にわたり無配の状況が続いていること等を踏まえると、いずれも参加率が不透明であり、対象会社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であること、相当な時間を要すると考えられることから、これらの手法の実効性は低いと思料される。

また、新株予約権の行使価額及び対象株式数を固定せず、株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債での資金調達も考えられるが、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定される

という構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きく、相当とは考えられない。

以上から、他の手法と比較しても、本第三者割当によることの相当性が認められる。

(- 2) 増資金額の妥当性(資金使途の合理性)

ア グループ運転資金について

対象会社は前期第34期こそ営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、その前3期は当期純損失を計上しており、対象会社の収益性が安定化しているとはいい難い状況にある。さらには、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い対象会社グループの事業にも影響が出ており、回復には一定程度かかるものと想定される。そうとすれば、本第三者割当により調達した資金のうち200百万円をグループ運転資金の一部に充当することには合理性が認められる。

イ IRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金について

IRコンソーシアムの組成に際しては、まず各地方自治体において独自の形式にて実施方針を策定し、事業者選定、国への認定申請が実施されることとなる。そして、IR要件を満たすために必要不可欠な企業とはいえない対象会社は、IRコンソーシアム組成の準備からRFPまでの初期資金を負担することによってIRコンソーシアムにおける地位を確立するという考えから、本第三者割当により調達した資金の一部を、調査・分析資料作成費用や建築設計費、建築設備設計費、人件費その他の諸経費に充当することを計画している。IR開発自体が我が国において初めての取組みであること、対象会社が充当を計画している上記資金使途は実際の案件毎に確定するものであることからすると、対象会社が計画している各金額において不確定要素があることは否定できない。しかしながら、対象会社は、実績のある海外のIR事業者へIR施設のIRコンソーシアム組成準備費用実績をヒアリングしているほか、実績のあるコンサルティングファーム等から見積もりをとるなど可能な限り具体的な金額を明確にしようとしている。

対象会社グループにおいては、エンターテインメント事業として、カジノ向けゲーミングマシンの開発・製造・販売、ゲーミングアプリケーションの企画・開発・販売及びE-Sportsに関するコンサルティングを行っており、前期第34期においては130百万円の営業利益を計上している。そうとすれば、対象会社が「IR」をキーワードとして、調達した資金の一部をIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金として充当することは、対象会社グループの企業価値の向上に資するものであるといえる。

確かに、対象会社がIRコンソーシアムへの参加が出来なかった場合には、投下した資本が全額損失となるというリスクが存在する。しかし、IR施設等の実績のない対象会社が、IRコンソーシアムにおける地位を確立していくためには、IR開発の初期の段階からIRコンソーシアムに投資又は関与していくことが必要であると考えられる。本第三者割当は、対象会社が機動的にIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金に充当することを可能にするものであり、かつ、上記の通り対象会社は、充当する予定の各資金使途についてできる限り不確定要素を取り除こうとしていると認められる。

そして、割当予定先であるTTLリゾートも、上記リスクや不確定要素があることを認識しつつ、本第三者割当を引き受けるとともに対象会社と資本業務提携契約を締結し、IRコンソーシアムの組成に向けた連携を図る意向である。

ウ 太陽光発電所に係る仕入資金について

対象会社グループが行うディベロップメント事業では、太陽光発電施設の企画・販売・取次を法人及び個人投資家向けに展開しているところ、前期第34期においては、取次案件の獲得や抜本的なコストの見直しに取り組んだことから、113百万円の営業利益を計上している。また、太陽光発電所においては、固定買取価格の見直しによる買取価格は下がってきているものの、新型コロナウイルスの感染拡大等パンデミック発生時においても安定した収益の獲得が見込まれることから、今後も継続した需要が見込まれるものと想定される。そうとすれば、対象会社グループとしては引き続き販売用の太陽光発電施設に係る開発・施行・買取等を行っていくことが対象会社の収益性の安定化に資するものと認められる。したがって、本第三者割当により調達した資金のうち1,031百万円を太陽光発電所に係る仕入資金という資金使途に充当することには合理性が認められる。

エ リゾート用地に係る仕入資金について

沖縄県宮古島市のリゾートホテル開発における用地仕入資金、追加用地仕入資金等の仕入資金、開発諸経費に充当することを計画している。リゾート開発については、IRと親和性の高いものであり、対象会社が目指すIRコンソーシアムの一員としての地位の確立が図れば上記開発にもシナジー効果が見込めるし、仮に対象会社がIRコンソーシアムへの参加が出来なかった場合であっても、宮古島への観光客は年々増加していることや宮古島の地価が上昇傾向にあることからすれば、投資効果は見込めるものと考えられる。そうとすれば、本第三者割当により調達した資金のうち500百万円をリゾート用地に係る仕入資金に充当することには合理性が認められる。

オ よって、資金使途は合理的なものであると認められる。

(- 3) 割当予定先の相当性

下記(- 5) 払込みの確実性にて述べるとおり、割当予定先であるTTLリゾートは統合型リゾートの開発に関する調査、企画、設計及びコンサルティングを事業の目的に設立された法人であるが、2019年12月19日に

新設されたばかりの法人であり、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を有していない状況にある。

しかしながら、T T Lリゾートの代表取締役である津村靖権氏は、日本国内でのIRコンソーシアムの組成に携わる等、IRコンソーシアムの組成等に関するノウハウ等を有しており、また、IR事業者、IR分野に精通する設計事務所、IRに関連する海外事業者とのリレーションを多数有している。取締役のEddie Woo(胡耀東、Yao Tung Woo)氏は投資銀行での経験を活かし、アジア地域で大手のゲーミング会社でIPO責任者としてゲーミング会社の上場、カジノ施設の買収や多数のカジノプロジェクトに携わった経験を有している。また、T T Lリゾートのパートナーとして、Las Vegas Sandsにおいて社長兼最高執行責任者を務め、シンガポールのマリーナベイサンズの開発事業を終始一貫して率いたWilliam Weidner氏も連ねている。

また、T T Lリゾートとは資本業務提携契約も締結する予定である。

対象会社は、既存コンソーシアムへの一部参加も視野に入れており、その場合には資金使途に変更が生じることとなる。また、対象会社がIRコンソーシアムへの参加が出来なかった場合にはIRコンソーシアムの組成等に使用した資金は全額損失となる。T T Lリゾートは、これらのリスクを認識したうえで、本第三者割当に応じ、対象会社と資本業務提携を締結した上で、対象会社と一体となってIRコンソーシアムにおける地位の確立のために取り組んでいくことを計画している。

IR施設等の運営実績もなく、海外IR施設等との強いリレーションも特段有していない対象会社にとって、IRコンソーシアムの組成等に関するノウハウ等を有する役員で構成されているほか、IRに関連する海外事業者とのリレーションも多数有しているT T Lリゾートから資金調達を受けるとともに資本業務提携契約を締結した上で、対象会社グループとして日本のIRコンソーシアムに投資又は関与していくことにより、海外IR関連企業との強いリレーションを築くことができると考えられる。

したがって、「IR」を共通キーワードとして各事業に取り組んでいる対象会社が割当予定先から資金調達を受けることは、対象会社にT T Lリゾートとの資本業務提携による一定のシナジーが生じることが合理的に認識でき、対象会社グループの企業価値向上、収益の安定化にも資するものといえ、割当先として相当であると認められる。

割当予定先のT T Lリゾートについては、2019年12月19日に設立されており、同社の履歴事項全部証明書によりその実在性を確認できる。割当予定先並びに割当予定先の役員、出資者の関係者並びに関係会社及び割当予定先の借入先であるMINERVA RESOURCES INTERNATIONAL S.A.、深圳威武7376网络科技有限公司及びWeidner Holdings LLC、株式会社TKコーポレーション(以下「割当予定先等」と総称する。)が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台3-2-1、代表取締役 荒川 一枝)、リスクプロ株式会社(東京都港区芝大門二丁目2番11号、代表取締役 小坂橋 仁)、及び株式会社クレディセイフ企業情報(東京都港区六本木四丁目8番7号、代表取締役 牧野 和彦)に調査を依頼した結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ている。なお、割当予定先の所在地がレンタルオフィス(バーチャルオフィス)であったことからバーチャルオフィス利用契約等の提出を受け確認もしている。その上で、対象会社は株式会社東京証券取引所に対して、割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を提出している。また、下記(-5)払込みの確実性で述べるとおり、T T Lリゾートの払込みに要する資金については、資金調達の確実性が認められる。

以上の理由から、T T Lリゾートは割当先として相当であると認められる。

(- 4) 発行条件の相当性

(- 4 - 1) 本第三者割当の方法について

まず、本第三者割当は、募集株式の発行及び新株予約権の発行を併用した方法であるが、これは、上記の割当予定先であるT T Lリゾートとの交渉において決定されたものであること、T T Lリゾートから資金調達を受けることは上記のとおり対象会社グループの企業価値向上、収益の安定化にも資するものであること、一度に大幅な既存株式の希薄化が生じることを回避できることを踏まえると、この方法は相当であるといえる。

(- 4 - 2) 本新株式の払込金額について

次に、本新株式の発行における発行価額の決定方法については、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日(2020年7月29日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における対象会社株式の終値183円を基準とし、直前取引日の終値183円から7.10%ディスカウントした金額(170円)とされている。

上記発行価額の決定方法については、直近の市場価額に基づくものであり、またこの決定方法を採用した理由に特に不合理と認められる点はない。また、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近の価額)に0.9を乗じた以上の価額であること。」とされているところ、上記発行価格はかかる基準に適合している。

なお、本新株式の発行における発行価額は、本新株式の発行に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である183円から7.10%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である221.70円から23.32%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である169.73円から0.16%のプレミアム、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である149.58円から13.65%のプレミアムとなっている。過去の平均株価から見た場合には一定程度のプレミアムになっていること、上記「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の基準に適合していることからすれば、本新株式の発行における発行価額は有利発行には該当せず、相当なものと認められる。

(- 4 - 3)本新株予約権の発行価額について

本新株予約権の発行における発行価額については、対象会社は、発行価額の決定に際して、公正を期すために、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者:代表取締役 能勢 元)に依頼したところ、対象会社の株価(2020年7月29日の終値)、対象会社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート 0.133%)、ボラティリティ(65.48%)、クレジット・コスト(25.56%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10%))等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2020年8月19日から2022年8月18日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を222円(1株当たり2.22円)と算定した。

当該算定は、対象会社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、対象会社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、この評価額が妥当であることを前提として決定される本新株予約権の発行価額(金222円)も、特に有利な金額には該当しないといえる。以上から、本新株予約権の発行価額は発行条件として相当であると認められる。

(- 5)払込みの確実性

TTLRIZOOTSは金銭出資を予定しているところ、TTLRIZOOTSは2019年12月19日に統合型リゾートの開発に関する調査、企画、設計及びコンサルティングを事業の目的に設立された法人であり、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を有していない状況であった。

割当予定先であるTTLRIZOOTSによれば、本第三者割当に要する資金の調達方法については、同社の取締役であり、投資銀行での経験を活かしアジア地域で大手のゲーミング会社でIPO責任者としてゲーミング会社の上場、カジノ施設の買収や多数のカジノプロジェクトに携わった経験のあるYao Tung Woo(胡耀東)氏が代表を務めるMINERVA RESOURCES INTERNATIONAL S.A.(本社:Vistra Corporate Services Centre, Suite 23, 1st Floor, Eden Plaza, Eden Island, Mahe, Republic of Seychelles.e'、代表者:Yao Tung Woo(胡耀東)。以下「Minerva社」という。)、e-sports関連企業である深圳威武网科技技术有限公司(本社:深圳市南山区粤海街道蔚蓝海岸社区科苑路3331号阿里巴巴大厦N2棟3階BT01、代表者:取締役 Heng Tang)、Las Vegas Sandsにて社長兼最高執行責任者を務め、シンガポールのマリーナベイサンズの開発事業を終始一貫して率いたWilliam Weidner氏が代表を務めるWeidner Holdings LLC(本社:8240 W Charleston Blvd Ste 3, Las Vegas, NV, 89117, USA、代表者:William P Weidner。「以下「Weidner社」という。)、株式会社TKコーポレーション(本社:東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー4階、代表者:代表取締役 木内孝胤。以下「TK社」という。)からの借入にて資金を調達する意向であるとのことであった。

TTLRIZOOTSはそれぞれ、Minerva社から100万USドル(約108百万円。1ドル108円で換算)、深圳威武网科技技术有限公司から4,000人民元(約600百万円。1元15円で換算)、Weidner社から400万USドル(約432百万円。1ドル108円で換算)を、三井住友銀行の短期プライムレートに5%を加算した年率(最低年率5%)で貸付期間2年、無担保での借入契約を締結しており、これらの各契約は割当予定先から提出を受けた借入契約(Line of Credit Agreement)及び貸出証明書(Loan Certificate)の写しを閲覧することにより確認している。

また、割当予定先に貸し付ける ないし の貸主の貸付原資について、Minerva社及び 深圳威武网科技技术有限公司については自己資金であり、Weidner社については、UBS Bank USAからの借入資金であるとのことであり、それぞれ、Minerva社から受領した2020年1月31日現在の残高証明書の写し、深圳威武网科技技术有限公司から受領した2020年2月27日現在の残高証明書の写し、Weidner Holdings LLCから2020年2月28日現在の借入可能枠を確認できる書類の写しを閲覧することにより確認している。TK社からの借入内容については、2.5億円を年率5%で貸付期間は5年、担保は無しとなっており、割当予定先から提出を受けた預金通帳の写し及び同社代表取締役木内孝胤氏の実父木内昭胤氏から同社に対する2019年1月1日付「コミットメントライン設定契約書」(金額:2億円、コミットメント期限:2025年12月31日、コミットメント

フィー：年0.1%、担保：無し)の写しを取得しており、併せて、木内昭胤氏の所有不動産の登記簿謄本により確認している。

したがって、割当予定先であるTTLリゾートの払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本第三者割当における払込みについては問題ないものと思料される。

(- 6) 既存株主への影響

本第三者割当により、2020年6月30日現在の発行済株式総数25,486,600株(議決権数254,811個)に対して、合計62.78%(議決権比率62.79%)の希薄化が生じるところ、株式が希薄化すること自体は既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、対象会社が今回の本第三者割当を行わなかった場合、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の状況下において対象会社が機動的な投資を行うことができないばかりか、対象会社グループの運転資金や財務基盤の健全性の維持に支障をきたすリスクがあることに鑑みれば、本第三者割当の実施は既存の株式価値を維持継続するための重要な手段となる。また、IR施設等の運営実績もなく、海外IR施設等との強いリレーションも特段有していない対象会社が、IRコンソーシアム組成の準備からRFPまでの各段階で機動的な投資を行うことによって対象会社がIRコンソーシアムにおける地位を確立すれば企業価値向上、ひいては株式価値の向上にもつながり、既存株主の将来的な利益も期待できる。更には、TTLリゾートの本新株式及び本新株予約権の保有目的は資本業務提携を目的とした中長期的保有とのことであり、このことからすれば本新株式が短期間で株式市場に流入することは考えにくく、ひいては株式市場への極端かつ不当な影響は限定的であると認めることができるから、既存株主に与える希薄化によるデメリットも将来的には和らぎ得るものと合理的に考えられる。

したがって、希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当は既存株式の価値を維持し向上するために有効な手段であり、かつ、適切な手続きを踏んだ上で実施される予定であることから、相当性を有すると考える。

(- 7) 小括

以上のような点を踏まえ、第三者委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は、単なる運転資金や投資資金の調達に留まらず、対象会社にTTLリゾートとの資本業務提携による一定のシナジーが生じることが合理的に推認できるほか、希薄化の規模も、対象会社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機動的な投資を行うことができるようにするためという目的に見合うものであり、また、本第三者割当の発行価額その他の発行条件は、資金調達の必要性を満たすために合理的と認められる範囲に留まるものであると考えられ、相当であると認められる。

結語

よって、第三者委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性いずれも認められる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

また、本日開催の当社取締役会においても、本第三者委員会の意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度にかかる有価証券報告書又は最近事業年度のよく事業年度に掛かる四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2020年7月30日）までの間において、変更が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の変更を記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記の の文章を除いて当該事項は本有価証券届出書提出日（2020年7月30日）現在においてその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による事業等への影響は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、エンターテインメント事業におけるゲーミングマシンの販売において、渡航制限やカジノ施設の休業等から営業活動が停止しており、営業活動の再開、カジノ施設の再稼働には一定程度かかるものと想定しております。また、システムイノベーション事業においても、受注先における出社制限やテレワーク導入等からインハウス型の受託案件に影響が出ており、当連結グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼすしており、今後についてもその影響が長期化する可能性があります。

～ 略

株式価値希薄化のリスク

当社グループは、本件第三者割当増資による新株式の発行及び新株予約権の発行後、その権利行使によって増加する全ての株式の数量（募集株式の総数）は16,000,000株（議決権数160,000個）であり、本件第三者割当増資前の当社の発行済株式25,486,600株（議決権数254,811個）の62.78%、総議決権数でも62.79%となります。これらの結果、潜在株式総数は13,900,000株となり、これは発行済株式数と潜在株式数との合計（41,486,600株）に対し33.50%に当たり、これらの潜在株式は将来的に当社株式希薄化の要因となり、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

略

臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年7月30日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2020年3月30日提出）

1 提出理由

2020年3月27日開催の当社第34期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2020年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役として、吉田弘明、山元俊、平出晋一郎を選任する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、藤田博司を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案 取締役3名選任の件					
吉田 弘明	98,111	3,686	-	(注)	可決 96.37%
山元 俊	98,165	3,632	-		可決 96.43%
平出 晋一郎	99,280	2,517	-		可決 97.52%
第2号議案 補欠監査役1名選任の件					
藤田 博司	100,176	2,165	-	(注)	可決 97.88%

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2020年6月11日提出)

1 提出理由

当社は、2020年6月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、有償ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

イ 銘柄

ピクセルカンパニーズ株式会社 新株予約権

ロ 新株予約権の内容

1. 新株予約権の数 25,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,500,000株とし、下記4.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、181円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価(152円)、行使価格(152円)、ボラティリティ(86.51%)、権利行使期間(2020年7月31日から2025年7月30日)、リスクフリーレート(0.109%)、配当率(0%)、市場リスクプレミアム(8.5%)、対指数(0.987)、クレジット・コスト(25.56%)、行使条件(詳細は改4.(6)を参照)等の要素を考慮し、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額を参考に、当該評価額と同額に決定したものである。

3. 発行価額の総額 4,525,000円

4. 本新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整

は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、152円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2020年7月31日から2025年7月30日までとする。但し、2025年7月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が10営業日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日 2020年7月31日

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 申込期間

2020年7月1日から2020年7月30日

10. 新株予約権と引換にする金銭の払込みの期間

ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社及び当社子会社取締役、監査役 9名 21,250個(2,125,000株)

当社及び当社子会社従業員 48名 3,750個（375,000株）

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
当社の完全子会社

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年3月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第34期)	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年7月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第1四半期)	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	2020年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月26日

ピクセルカンパニーズ株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 町出 知則 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピクセルカンパニーズ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクセルカンパニーズ株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ピクセルカンパニーズ株式会社の2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ピクセルカンパニーズ株式会社が2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月26日

ピクセルカンパニーズ株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 町出 知則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピクセルカンパニーズ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクセルカンパニーズ株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年5月14日

ピクセルカンパニーズ株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 町出 知則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているピクセルカンパニーズ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ピクセルカンパニーズ株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。